

総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第66号

総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第3条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第3条関係）</u> 略
<u>様式第3号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第8条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。



様式第1号（第3条関係）

年度下水道事業受益者負担金申告書

供用開始年度	通知書番号
年度	

〒

総社市長 様

総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第3条の規定により申告します。

年 月 日

申告者 住 所 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

受益地	地 目		受益面積	減免対象	猶予対象	所有者以外の受益者欄			備考
	公簿	現況				権利の種類	住 所	氏 名	
			m <sup>2</sup>			地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
						地上権・質権 賃貸借権・使用貸借権			
合 計									

提出期限 年 月 日

